

2015年 6月12日

〇〇証券株式会社

代表取締役社長 ●●●●様

特定非営利活動法人 消費者支援機構関西

理事長 榎 彰 徳

【連絡先（事務局）】担当：袋井
〒540-0033 大阪府中央区石町
1丁目1番1号天満橋千代田ビル
TEL06-6945-0729/FAX06-6945-0730
メールアドレス info@kc-s.or.jp
ホームページ [http:// www.kc-s.or.jp](http://www.kc-s.or.jp)

アンケート調査ご協力をお願い

当団体は、消費者団体訴訟制度の制度化を受けて、不当な勧誘行為や不当条項の使用の中止を申入れ、また訴権を行使していくことを重要な活動内容として、関西地域の7府県の消費者団体、消費者問題に取り組む個人等によって構成され、2005年12月3日に結成された消費者団体であり、2007年8月23日には、内閣総理大臣より消費者契約法13条に基づく適格消費者団体として認定されました（組織概要についてはホームページをご参照下さい）。

さて、経済産業省及び農林水産省の省令改正により、2015年6月1日から商品先物取引の勧誘規制の見直しが行われることとなりました。商品先物取引の勧誘規制の見直しに際し、農林水産省食料産業局商品取引グループと経済産業省商務情報政策局商取引監督課が策定した「商品先物取引業者等の監督の基本的な指針」を受けて、会員各社が具体的にどのような対応をされるのかが、消費者被害の防止と市場の健全な発展のために重要です。

そこで当団体は、商品先物取引の勧誘・販売に関して、日本商品先物取引協会会員中、国内商品市場取引と外国商品市場取引のいずれか、あるいは両方を取り扱う34社に対し、一斉に調査を実施することといたしました。

なお、平成25年11月19日付の日本商品先物振興協会「取引所取引に対する不招請勧誘禁止規制の撤廃を求める意見書」においては、「日商協による自主規制が十分に機能しており、取引所取引に対する不招請勧誘禁止規制の適用を除外してもトラブルは抑制できる」と述べられています。また、日本商品先物取引協会荒井史男会長による平成27年 年頭所感では「負のイメージを払しょくするためには、ここ数年取り組んでいる商品デリバティブ取引の社会的信頼性向上、会員のコンプライアンス向上の支援、その中でもデリバティブ取引の種類及び取引形態を踏まえた自主規制の実施、投資家との接点となる登録外務員の資質向上といった施策に重点を置き、不招請勧誘規制が緩和されてもトラブルが増加することのないよう事業を実施していく所存」であると述べられています。

日本商品先物取引協会会員の各位におかれましては、お忙しいこととは存じますが、別紙ご照会事項につきまして、2015年7月17日までに同封の返信用封筒にて、

回答をご返送くださいますようお願い申し上げます。

なお、回答の有無につきましては社名を公表して、また、具体的な回答内容につきましては社名を伏せて、当団体のホームページ等において公開することがございますので、あらかじめご了解ください。調査結果の公開は、省令、指針の遵守が消費者契約の適正化及び市場の健全な発展のために重要であるとの観点から実施するものであり、この点ご理解の程よろしくお願い致します。